

山口県立美術館ホームページ広告掲載募集要領

県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行なっております。

つきましては、山口県立美術館ホームページに掲載する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告掲載に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「美術館ホームページ広告掲載実施要領」に基づいて行います。

2 広告を掲載するホームページの概要

(1) 山口県立美術館トップページ

URL : <http://www.yma-web.jp/>

(2) 月間アクセス数（トップページ）

約 56,933 ページビュー／月（平成29年4月～平成29年12月末までの平均）

3 広告掲載の位置、規格等

(1) 広告掲載の位置

山口県立美術館トップページ下部

(2) 広告の種類

バナー広告とします

(3) 規格

① 大きさ

縦 50 ピクセル 横 170 ピクセル

② 形式

G I F（アニメーション不可）又は J P E G

③ データ容量

10 キロバイト／枠以下

④ 画像の A L T 属性テキスト

「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角問わず 30 文字以内

4 募集枠数

3 枠

5 広告掲載の要件

(1) 事務所又は事業所を県内に有している者による広告とします。

(2) 掲載する広告（広告主が指定したリンク先のホームページを含む。）が次に掲げる広告に該当する場合は掲載できません。

① 山口県広告取扱要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する広告

② 山口県広告掲載基準第3条各号に掲げる業種又は事業者の広告

③ 山口県広告掲載基準第4条に該当する内容の広告

※ 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

④ 県税を滞納している事業者の広告（必要に応じて納税証明書の提出を求めることがあります。）

(3) このほか、広告が次のいずれかに該当するものは、掲載しません。

① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
（例）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

② 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
（例）文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等

③ 実際には機能しないもの
（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

④ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
（例）「職員採用情報」等の表現の掲載等

⑤ その他広告の表現として適当でないとい県が認めるもの

6 広告掲載期間等

(1) 広告掲載期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

※ 広告内容は1か月単位で変更可能です。

(2) ホームページへの広告の掲載及び削除

① ホームページへの広告の掲載及び削除は、山口県立美術館が行います。

② 掲載は、広告掲載開始日の前日の午後1時から広告掲載開始日の正午までの間に行い、削除は、広告掲載終了日の午後1時から広告掲載終了日の翌日の正午までの間に行います。

※ 実際の作業時間は、広告主と調整の上、決定します。

7 広告料（1枠当たり）

広告料は60,000円（5,000円/月）とします。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

8 募集方法等

(1) 募集期間

平成30年1月30日（火）から平成30年2月13日（火）17時まで

(2) 申込方法

美術館広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、山口県立美術館まで持参又は郵送してください。郵送の場合は、2月13日（火）必着

とします。

【添付書類】

- ・ 申込者の業種及び事業内容が分かるもの（会社概要、パンフレット等）

(3) 広告主の決定方法

山口県立美術館については、平成23年4月から指定管理者制度を導入していますので、広告の申込があったときは、申込者の業種等について、指定管理者（サントリーパブリシティサービスグループ）の意見を聴きます。

上記の規定により、特に支障がないときは、「広告掲載の要件」に基づき、広告の掲載が適当であると認められた者のうち、募集期間中の受付順に広告主を決定します。

※ 同日に申込者が2者以上あり、募集枠数を超えるときは、くじにより広告主を決定します。

※ 広告主を決定したときは、各申込み者にその結果を通知します。

(4) 再公募の取扱い

募集期間中の応募者が募集枠数に満たない場合は、引き続き募集を継続し、受付順により広告主を決定します。

9 広告内容の審査等

(1) 広告の表示内容に係る留意事項

広告原稿等の作成に当たっては、山口県広告掲載基準第5条に規定する業種ごとの基準について留意してください。

(2) 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、美術館ホームページ広告掲載承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに山口県立美術館まで提出してください。

※ 審査後、結果を文書により通知します。

※ 審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

10 広告料の納入

広告料を、県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先及び申込み先

〒753-0089

山口市亀山町3-1

山口県立美術館 担当：三輪

TEL 083-925-7788

FAX 083-925-7790

E-mail a19304@pref.yamaguchi.lg.jp